

東北地方太平洋沖地震に関する緊急決議

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、死者・行方不明者が1万人を超えると予測されている状況にある。

また、東京電力福島第一・第二原子力発電所における事故や被災した建物の倒壊などにより、さらに多数の二次災害被災者及び避難者等が増えると予測もされている。

大阪狭山市議会は、ここに被災された皆さまに謹んでお見舞いを申し上げます。

すでに、自衛隊、各都道府県の警察、消防等関係機関の緊急部隊が全力で人命救助や被災者救済、被災地の復旧活動に取り組んでいるところであるが、本市職員においても被災地に派遣し、絶え間ない援助活動を行っているところである。

しかしながら、この地震における被害の甚大さを考えると、救済又は復旧活動が長期化することが予想され、国を挙げての更なる活動支援の強化が必要である。

よって、政府におかれては、被害の実態を的確に把握し、迅速な情報の公開を徹底するとともに、被害の拡大防止はもとより、被災者の救済を一層強力に推進し、万全な財政支援等の措置を講じられるよう強く求める。

以上、決議する。

平成23年(2011年)3月16日

大阪狭山市議会